

業 務 仕 様 書

周南市徳山モーターボート競走場場内警備業務

1. 件 名

周南市徳山モーターボート競走場場内警備業務

2. 履行場所

周南市大字栗屋1033番地（ボートレース徳山）

周南市銀座二丁目20番地2山中ビル1階（オラレ徳山）

3. 業務目的

周南市徳山モーターボート競走場（以下「ボートレース徳山」という。）の秩序維持及び顧客サービスの向上を図り、円滑な施設運営に寄与することを目的とする。

4. 履行期間

令和7年8月1日から令和10年7月31日まで

5. 業務範囲

ボートレース徳山の場内及びオラレ徳山における警備

6. 業務内容

- (1) ボートレース徳山の場内の秩序を維持し、かつ競走の公正及び安全を確保するために行う警備員業務の補助
 - ①不正入場者並びに反社会勢力関係者（暴力団員等）、ノミ行為者等の取締りと発見及び排除
 - ②スリ、暴力、たかり等不良、不法行為の取締りと発見及び排除
 - ③場内諸施設に対する加害、損壊行為の防止
 - ④危険行為の取締りと発見及び制止
 - ⑤火災その他災害の予防発見、通報連絡及び初期消火活動
- (2) 急病人、負傷者の救護、迷子の保護
- (3) マークカード記入の指導、鉛筆の点検・回収・再利用・準備・補充（マークカード置場の整理整頓補助）
- (4) 投票機器及び自動発払機器等の操作指導の補助並びに投票機器に係る消耗品補充の補助
- (5) 現金輸送車の搬出入時の警備

- (6) 施設及び付帯施設における施錠管理
- (7) オラレ徳山における施設内、出入口及び施設周辺公道の簡易清掃
- (8) その他発注者が必要と認めた事項

7. 警備実施要領

(1) 資格及び人員配置

- ①警備業法第4条に基づく公安委員会の認定を受けていること。
- ②警備業法第18条で定める配置基準により、雑踏警備業務検定者を配置できること。
- ③災害発生時やトラブル発生時に迅速な対応ができること。
- ④原則として警備にあたる人員は別表のとおりとする。
ただし、レースの種類、投票所の運用体制など状況に応じて、発注者受注者協議により人員の増減、配置場所の変更を行うことができるものとする。
なお、警備対象施設は、中央スタンドと西スタンドであり、東スタンドは、通常時は警備対象施設から除外するが、S G級レース、大規模イベント等で開放する場合は、警備対象施設とする。その際の人員配置及び配置場所等については、別途、発注者受注者協議のうえ決定するものとする。
- ⑤施設工事を行うにあたり、施設警備方法を変更する必要がある場合、業務内容等について、別途、発注者受注者協議のうえ決定するものとする。
- ⑥顧客サービスの側面から、男女雇用機会均等に配慮すること。
- ⑦警備員の名簿を発注者に提出し、その登録された隊員の中から配置すること。
- ⑧警備員の服装及び装具は、次の各号に規定するもの及び発注者が貸与する携帯無線機を装備すること。

(ア) 服装 制服、制帽又はヘルメット

(イ) 装具 警笛、帯皮

(2) 権限及び義務

- ①業務遂行に当たって警備上必要な権限は、発注者が付与するものとする。
- ②受注者は、業務遂行に当たっては、職務中知り得た機密事項の一切を他に漏洩しない義務を負うものとする。

(3) 業務日数

- ①業務日数は、別表のとおりとする。ただし、事情により日数を増減する場合がある。

(4) 業務時間

モーニングレース

- ・本場（中央スタンド）

8時00分から17時15分まで（1時間の休憩を含む）

平日4名、日祝5名

- ・本場（西スタンド）

8時00分から15時15分まで（45分の休憩を含む）

平日4名、日祝5名

デイレース

- ・本場（中央スタンド・西スタンド）

8時30分から17時30分まで（1時間の休憩を含む）全日15名

ただし、発注者が必要と認めるときは、業務時間の変更及び延長並びに人員の増減をすることができるものとする。

なお、その際の時間単価は、次のとおり算出する。

1時間あたり単価

「1人当たりの日額（基本単価）÷8時間（小数点以下切り捨て）」

時間外単価

休憩時間を除き8時間を超える時間については、「1人当たりの日額（基本単価）÷8時間（小数点以下切り捨て）×1.25（小数点以下切り捨て）」

オラレ徳山

7時00分から13時00分まで（1名）

15時00分から21時00分まで（1名）

ただし、発注者が必要と認めるときは、業務時間の変更及び延長並びに人員の増減をすることができるものとする。

なお、時間単価については、前述の時間単価（本場）を適用する。

8. 損害賠償

受注者は警備実施中に受注者の過失により、発注者に損害を与えた場合、その全てについて受注者が損害賠償責任を負わなければならない。ただし、天災地変等その他不可抗力による場合は免責とする。

9. 提出書類等

受注者は警備業務履行にあたり、警備業法第19条及び警備業法施行規則第33条に規定する書類を発注者へ提出することとする。

(1) 業務計画書

警備業務履行前に発注者と協議のうえ作成し、次の事項を記載すること。

①本警備委託の履行に関して業務を統括する業務責任者名及び警備体制などがわかる緊急連絡系統図

②その他発注者が指定した事項

(2) 警備業務に従事する警備員の名簿

(3) 業務報告

①警備業務終了後、警備実施状況を発注者に書面にて報告するものとする。

②各月の警備業務の提供が完了したときは、月次報告を翌月の7日までに提出するものとする。

③事故発生時は、速やかに発注者に口頭で報告するとともに、後刻、書面をもって報告するものとする。

10. 鍵の預託

警備上必要な鍵等を預託するものとし、善良な注意をもって管理を行うものとする。なお、履行期間終了後については、速やかに返却を行うものとする。

11. 支払方法

委託料は1人当たりの日額（基本単価）とし、発注者はその月の業務終了後に受注者から提出される上記9 - (3) - ②の報告書を確認し、事実と相違ないと認めるときは、速やかに受注者に対し請求のあった委託料を支払うものとする。

12. 再委託の禁止

受注者は本契約に基づく権利を第三者に譲渡し、又は警備業務の処理を第三者に委託してはならない。ただし、発注者が特に必要と認める場合はこの限りでない。

13. 契約解除

1 発注者は、当該契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削減があった場合には、本契約を解除することができる。

2 前項の契約解除により、受注者に損害が生じた場合であっても、受注者は発注者に対し、その損害の賠償を請求することができないものとする。

3 受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。
- (2) 契約の締結又は履行につき不正行為があったとき。
- (3) 契約の履行にあたり、発注者の指示に従わなかったとき又は、その職務を妨害したとき。
- (4) 履行期間内に委託業務を完了する見込みがないとき。

14. その他

1 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、発注者と受注者双方の協議により、これを定める。

ただし、現場の状況に応じ、緊急必要と認められるものについては、臨機応変に対応するものとする。

2 本業務における契約は、周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年周南市条例第10号）第2条第1号に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降の履行期間において、各年度における長期継続契約の予算の範囲内で契約を継続するものである。

以上

別 表

周南市徳山モーターボート競走場場内警備に係る人員及び日数
(令和7年8月1日から令和8年3月31日までの業務日数)

| レースの種類 | | 配置場所 | 人員 (1日当たり) | 日数 |
|-----------------|------------------------|--------|---------------|-----|
| 主催 レース | 特別レース G I・G II以上 | 中央スタンド | 15 | 6 |
| | | 西スタンド | | |
| | 一般レース モーニング(平日) | 中央スタンド | 4 | 105 |
| | | 西スタンド | 4 | |
| | 一般レース モーニング(日祝) | 中央スタンド | 5 | 23 |
| | | 西スタンド | 5 | |
| 小 計① | | | - | 134 |
| 場間 場外 レース | 単独発売のみ (8:00~21:00) | 中央スタンド | 6 | 6 |
| | 小 計② | | - | 6 |
| 合 計 ①+② | | | - | 140 |

前売場外発売所オラレ徳山警備に係る人員及び日数

| 業務内容 | 人員 (1日当たり) | 日数 |
|-------|------------|-----|
| 館内外警備 | 2 | 240 |
| 合 計 | | 240 |

※開催日程は予定のため、中止・順延等の諸事情により開催日程及び時間は変更となる場合があります。

別 表

周南市徳山モーターボート競走場場内警備に係る人員及び日数
(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの業務日数)

| レースの種類 | | 配置場所 | 人員 (1日あたり) | 日数 |
|-----------------|------------------------|--------|---------------|-----|
| 主催 レース | 特別レース G I・G II以上 | 中央スタンド | 15 | 12 |
| | | 西スタンド | | |
| | 一般レース モーニング(平日) | 中央スタンド | 4 | 140 |
| | | 西スタンド | 4 | |
| | 一般レース モーニング(日祝) | 中央スタンド | 5 | 40 |
| | | 西スタンド | 5 | |
| 小 計① | | | - | 192 |
| 場間 場外 レース | 単独発売のみ (8:00~21:00) | 中央スタンド | 6 | 10 |
| | 小 計② | | - | 10 |
| 合 計 ①+② | | | - | 202 |

前売場外発売所オラレ徳山警備に係る人員及び日数

| 業務内容 | 人員(1日あたり) | 日数 |
|-------|-----------|-----|
| 館内外警備 | 2 | 360 |
| 合 計 | | 360 |

※開催日程は予定のため、中止・順延等の諸事情により開催日程及び時間は変更となる場合があります。

別 表

周南市徳山モーターボート競走場場内警備に係る人員及び日数
(令和9年4月1日から令和10年3月31日までの業務日数)

| レースの種類 | | 配置場所 | 人員 (1日あたり) | 日数 |
|-----------------|------------------------|--------|---------------|-----|
| 主催 レース | 特別レース G I・G II以上 | 中央スタンド | 15 | 12 |
| | | 西スタンド | | |
| | 一般レース モーニング(平日) | 中央スタンド | 4 | 140 |
| | | 西スタンド | 4 | |
| | 一般レース モーニング(日祝) | 中央スタンド | 5 | 40 |
| | | 西スタンド | 5 | |
| 小 計① | | | - | 192 |
| 場間 場外 レース | 単独発売のみ (8:00~21:00) | 中央スタンド | 6 | 10 |
| | 小 計② | | - | 10 |
| 合 計 ①+② | | | - | 202 |

前売場外発売所オラレ徳山警備に係る人員及び日数

| 業務内容 | 人員 (1日あたり) | 日数 |
|-------|------------|-----|
| 館内外警備 | 2 | 361 |
| 合 計 | | 361 |

※開催日程は予定のため、中止・順延等の諸事情により開催日程及び時間は変更となる場合があります。

別 表

周南市徳山モーターボート競走場場内警備に係る人員及び日数
(令和 10 年 4 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日までの業務日数)

| レースの種類 | | 配置場所 | 人員 (1日あたり) | 日数 |
|---------|------------------------|--------|---------------|----|
| 主催レース | 特別レース G I ・ G II 以上 | 中央スタンド | 15 | 6 |
| | | 西スタンド | | |
| | 一般レース モーニング (平日) | 中央スタンド | 4 | 32 |
| | | 西スタンド | 4 | |
| | 一般レース モーニング (日祝) | 中央スタンド | 5 | 9 |
| 西スタンド | | 5 | | |
| 小 計① | | | - | 47 |
| 場間場外レース | 単独発売のみ (8:00~21:00) | 中央スタンド | 6 | 4 |
| | 小 計② | | - | 4 |
| 合 計 ①+② | | | | 51 |

前売場外発売所オラレ徳山警備に係る人員及び日数

| 業務内容 | 人員 (1日あたり) | 日数 |
|-------|------------|-----|
| 館内外警備 | 2 | 120 |
| 合 計 | | 120 |

※開催日程は予定のため、中止・順延等の諸事情により開催日程及び時間は変更となる場合があります。